

第17回

12月4日～10日は人権週間！！

ヒューマンフェスタ in 亀山

「差別解消三法」をご存じですか？
～あなたが思っていることを話してみませんか～

今年は
座談会形式で！

開催日時

主催：亀山市・ヒューマンフェスタ in 亀山 実行委員会

令和3年

12月4日(土)

13:00～15:00

参加無料

事前申込制

申し込み締切 11/26(金)

開催場所

亀山市青少年研修センター 1階集会場

〒519-0151 亀山市若山町7-10

イベント内容

- ★全体会 13:00～(12:30受付開始) <1階集会場>
- ★分科会 13:30～15:00 <1階集会場・2階研修室・2階和室>
 - 第1分科会「高齢者・障がい者・ひきこもりなど、地域で支え合う社会づくり」
 - 第2分科会「外国の人たちと共に生きる」
 - 第3分科会「子どもから学ぶ 差別のない地域づくり」

「事前申し込み」にご協力ください！

今年のヒューマンフェスタ in 亀山は、コロナ禍の影響を考慮して、分科会を3会場に分散して開催するとともに、できるだけ密を避けるため、事前に参加人数を把握・調整して進めます。ご理解とご協力をお願いします。

申し込み方法（次のいずれかの方法でお申し込みください）

①電話、FAX、Eメールのいずれかで申し込む

申込者の氏名・連絡先・どの分科会に参加したいかを
下記の間合せ先までご連絡ください。（FAX・Eメールに
ついては様式は問いません）

②QRコードで申し込む

スマホ等で読み取り、
氏名・連絡先を記入のうえ
分科会を選択してください。



参加申し込み・問い合わせ先

ヒューマンフェスタ in 亀山 実行委員会事務局（亀山市生活文化部文化スポーツ課文化共生グループ）
TEL：0595-96-1223 FAX：0595-96-2414 E-mail：bunkakyosei@city.kameyama.mie.jp

掲載内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず変更となる場合があります。開催内容が変更となる場合は、12/3までにご連絡します。（市HPでも掲載します）

差別を解消するための3つの法律とは？

2016（平成28）年に施行された法律で、「差別解消三法」「人権三法」とも呼ばれます。



障害者差別解消法 2016（平成28）年4月1日施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

ヘイトスピーチ解消法 2016（平成28）年6月3日施行

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

特定の民族や国籍の人々を社会から排除しようとする差別的な言葉や行動のない社会を実現することを目的としています。

部落差別解消推進法 2016（平成28）年12月16日施行

「部落差別の解消の推進に関する法律」

「現在もなお部落差別は存在する」と法律で初めて明らかにし、「部落差別は許されないものである」との認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

亀山市では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしています。そのためには、わたしたち一人ひとりが人権を身近な問題として考え、正しく理解し行動することが大切です。ヒューマンフェスタに参加し、差別解消三法に触れ、あらためて人権について考えてみませんか。

< 亀山市の人権の歩み >

2006年

「人権尊重都市宣言」を行う。

2013年

「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」を制定する。

2015年

「亀山市人権施策基本方針」を策定する。



「亀山市人権施策基本方針」では、人権施策の基本理念を次のように定め、本市の人権施策を総合的に進めています。

みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点

めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち